

2024年度(令和6年度)



感染症研修会

<内容>

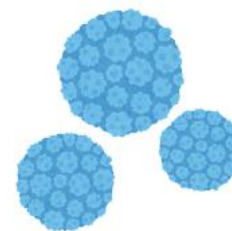
- 1 感染性胃腸炎
- 2 施設で感染症が発生した場合の対応について
(報告基準と流れ、様式の記入方法について)

本日の研修資料は、
『介護現場における感染症対策の
手引き 第3版
厚生労働省労健局 令和5年9月』
をもとに作成しています。

厚生労働省ホームページから
ダウンロードが可能です。



■ 感染性胃腸炎



感染症法上分類	五類感染症
病原体	主としてノロウイルス
潜伏期間	ノロウイルスは12～48時間
感染経路	飛沫感染、接触感染、経口（糞口）感染。ノロウイルスは二枚貝等の食品を介しての感染も多い。 便中に多量のウイルスが排出されており、感染源となる。感染力も強い。乾燥してエアロゾル化した嘔吐物が感染源となる場合（塵埃感染）がある。感染力は急性期が最も強く、便中にウイルスが3週間以上排出されることもある。
主な症状・診断	嘔吐と下痢が主症状。多くは2～7日で治るが、脱水、けいれん、肝機能異常、脳症などを合併し、命に関わることもある。脱水に対する予防や治療が最も大切。

日頃からの対応(予防)と発生時の対応 (ノロウイルス編)

～二次感染を防止するために気を付けること～

①手洗いの励行

(排泄時、食事の前など)

- ハンドソープ(10秒)と流水(15秒)×**2回**でよく手を洗う。
- タオルの共有は避け、清潔なタオルやペーパータオルで拭く。

②消毒

- 0.1%(1,000ppm)次亜塩素酸ナトリウム液で清拭消毒
- 重点箇所: 感染者が使用したトイレ・風呂場・洗面所等

③食品管理と

十分な加熱

- 加熱は中心温度85～90℃で90秒以上で
- 野菜等調理前によく流水で洗う

④入浴時の注意

- 一番最後に入る
- できるだけ浴槽につからず、シャワーまたはかけ湯に
- タオルの共有は避ける

⑤適切なオムツ交換

・排泄物処理

- オムツ交換のときは、使い捨て手袋を着用
- 便のついたオムツは、蓋つきバケツか、すぐにビニール袋に入れて口をしぼる
- 便で汚れた衣服は、消毒(つけおき)をしてから、別に洗濯

- ・ 原因、感染経路の究明が最も重要！！！！
- ・ 下痢・腹痛などの症状があれば、速やかに医療機関を受診する
- ・ ①～③は日頃から徹底

■ 患者が発生した(疑いを含む)場合の利用者への対応

発生時

①コホーティング (隔離)

- 感染者(有症者)を可能な限り個室に
- 同じ症状の人を同じ部屋に集める
- 感染者とそれ以外の利用者・職員がトイレを共用しない

②嘔吐下痢への対応 脱水、窒息に注意

- 水分補給。必要時補液(点滴)
- 窒息に注意。緊急時に吸引できるよう準備
- 暴露の可能性のある人の健康観察(24～48時間)

③食器が汚染された 場合の消毒

- 食器が嘔吐物で汚れた場合は、蓋付き容器に次亜塩素酸ナトリウム液(0.1%)につけて消毒後下膳

■ 介護施設・事業所の体制・連絡等

発生時

①感染ルートの確認

- 一緒に食事をした人の体調確認、健康観察
- 感染者や施設部外者との接触の有無
- 施設内で他に発症者がいないか

②集団発生の可能性を踏まえて準備

発症者が2人以上発生したら

- 経過の記録、責任者へ直ちに報告
- 責任者は、施設全体に緊急体制を敷く
- 施設全体に発生の状況と現状を情報共有

③面会制限

- 面会は必要最小限に
- 面会者へ情報を示し、感染対策への理解を求める

④感染対策の実施状況確認、物品管理

- 感染対策は適切に確実に実施されているか
- 感染対策に必要な物品に不足はないか

発生時

■嘔吐物・排泄物の処理

適切な防護具

- ・サージカルマスク
- ・使い捨てビニールエプロン（長袖ガウン）
- ・使い捨て手袋

おすすめ！

（できればゴーグル、靴カバーも着用）



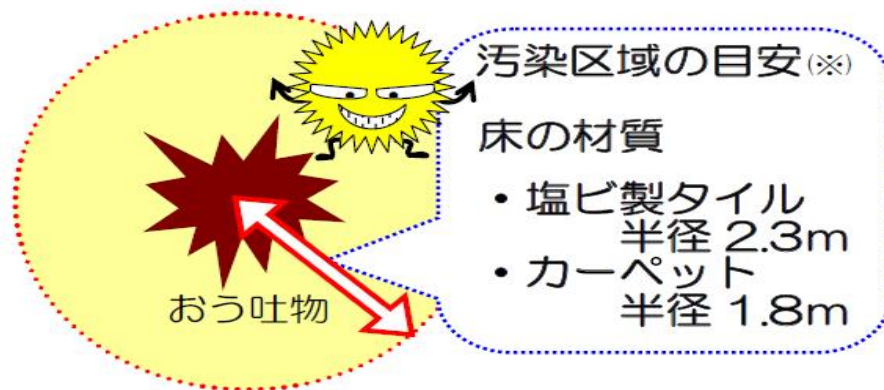
処理対応物品を**蓋つきバケツ**などに入れて**ひとまとめ**にして、各フロアに置いておく

- ・サージカルマスク
- ・ビニールエプロン
- ・使い捨て手袋
- ・ビニールのゴミ袋

- ・次亜塩素酸ナトリウム
- ・ペーパータオル
- ・使い捨て布
- ・その他の必要物品（新聞紙等）

【 おう吐物の処理 】

- ① おう吐物は広範囲に飛散します。汚染区域の設定を行い、他の利用者が汚染区域に近づかないようにします。



- ② おう吐物は使い捨ての布やペーパータオル等で、外側から内側にむけて静かに拭き取ります。



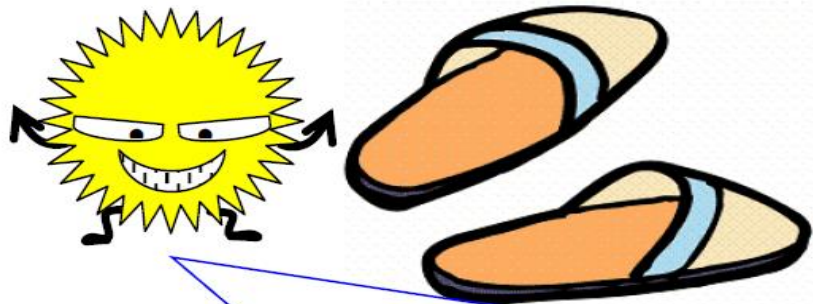
- ③ 拭き取ったおう吐物はすぐにビニール袋に入れ封をして処分します。



- ④ 汚染区域全体を **0.1% (1,000ppm)** 次亜塩素酸ナトリウム溶液をしみ込ませたペーパータオルなどで浸すように拭きます。



- ⑤ 新しいペーパータオルに消毒液をしみ込ませ、その上を踏むなどして、おう吐物の処理をした人のスリッパ等の履物の裏側も消毒します。



消毒が不十分だと、おう吐物が乾燥してノロウイルスが空気中に漂い、吸い込んで感染することがあります。
汚染区域をしっかり消毒し、換気することが大切です。

- ⑥ 次亜塩素酸ナトリウムは腐食性があります。鉄などの金属は錆びることがありますので、拭き取り後 10 分程度待って水拭きをします。



処理中・処理後は、窓を開ける等、換気を十分にしましょう。

■洗濯に関するQ&A

Q.吐物や糞便が布団などのリネン類に付着した場合は、どのように処理をすればよい？

- ・シーツ等は、付着した汚物中のウイルスが飛び散らないように処理した後、静かにもみ洗いします。その際には、しぶきを吸い込まないように注意しましょう。
- ・衣類に便や嘔吐物が付着している場合は、付着しているものを洗い流します。
- ・下洗いしたリネン類の消毒は、85℃・1 分間以上の熱水洗濯が適しています。ただし、熱水洗濯が行える洗濯機がない場合には、次亜塩素酸ナトリウム液による消毒が有効です。その際も、十分すすぎ、高温の乾燥機等を使用すると殺菌効果は高まります。布団等すぐに洗濯できない場合は、よく乾燥させ、スチームアイロンや布団乾燥機を使うと効果的です。
- ・下洗いした場所を次亜塩素酸ナトリウム液(0.1%)で消毒後、洗剤を使って清掃しましょう。

＜厚生労働省ホームページ「ノロウイルスに関する Q&A」の Q20 を参照＞

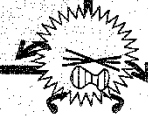
発生時の対応（ノロウイルス編）

～二次感染を防止するために気を付けること～

ノロウイルス

対応マニュアル

（施設編）



福山市保健所

★福山市保健所の保健予防課又は生活衛生課のホームページ
からダウンロードできます。ぜひ1冊は準備を！！

施設で感染症が発生した場合の 対応について

（行政への報告基準と流れ、様式の記入方法について）



■ 行政への報告

【報告要件】

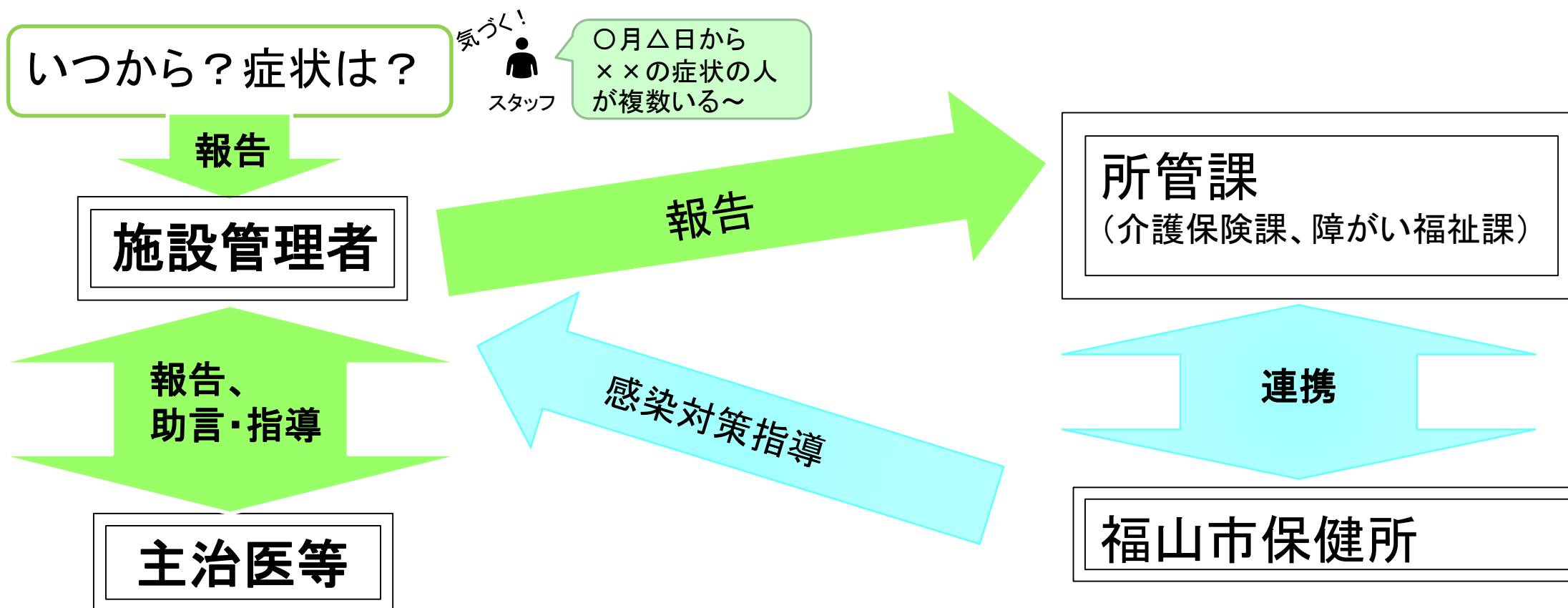
- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(参照)2005年(平成17年)2月22日厚生労働省健康局長ほか通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

集団発生が疑われる場合の対応

同様の症状を呈する利用者が多い

- 利用者や職員全員の状況を把握し、観察をします。



社会福祉施設等で感染症が発生した場合の対応について (福山市ホームページ)

現在地

[トップページ](#) > [担当部署で探す](#) > [保健予防課](#) > 社会福祉施設等で感染症が発生した場合の対応について

社会福祉施設等で感染症が発生した場合の対応について

掲載日：2024年10月1日更新

- 1 [報告基準について](#)
- 2 [連絡先一覧](#)
[報告様式](#)
- 3 [感染対策について](#)
- 4 [参考](#)

1 報告基準について

次のいずれかに該当する場合、社会福祉施設等の施設長は迅速に、**社会福祉施設等所管課**に感染症又は食中毒が疑われる者等の「人数」「症状」「対応状況等」を報告するとともに、併せて**保健所**に報告し指示を受けてください。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

感染症発生時の報告様式(福山市ホームページ)

現在地 [トップページ](#) > [担当部署で探す](#) > [介護保険課](#) > 各種届出に係る書類

各種届出に係る書類

9 感染症発生時の報告

概要	感染症発生時の報告様式
様式	・様式1 施設概要報告書 [Excel/69KB] ・様式2 感染症発生状況記入票 [Excel/118KB]
備考	報告基準に到達したら： 1.介護保険課へ電話で一報を入れていただくとともに、別添様式1, 2を 作成し、介護保険課と保健予防課宛にメールにて送付してください。 2.様式2については1の後、収束まで、毎日感染状況を確認の上修正、追記していただき、確認当日の毎朝10時までに介護保険課と保健予防課宛に送付して下さい。 提出先： 介護保険課,保健予防課 次の枠の中のアドレスをすべてコピーし、メールソフトのアドレス入力欄に転記していただければ、一度に双方に送付できます。 <code>kaigo@city.fukuyama.hiroshima.jp,hoken-yobou@city.fukuyama.hiroshima.jp</code> このアドレスで送付できない場合は、 ・介護保険課 kaigo@city.fukuyama.hiroshima.jp ・保健予防課 hoken-yobou@city.fukuyama.hiroshima.jp の双方のアドレスを、アドレス入力欄に転記してください。 (参考資料) ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の感染者発生時の報告に係る取扱いの変更について(通知) [PDFファイル/149KB] ・社会福祉施設等で感染症が発生した場合の対応について(福山市保健所保健予防課HP)

施設概要報告書

様式1

報告日： 2023 年 6 月 7 日

1. 施設概要

種別 ☐ ノロウイルス ☐ インフルエンザ ☒ 新型コロナウイルス ☐ その他:	
事業所名	特別養護老人ホーム ○○○○
(サービス種別)	介護老人福祉施設
報告者 役職・名前	施設長 ○○○○
事業所番号	○○
感染症対策代表者 職種・名前	看護師 ○○○○
所在地	福山市 三吉町南○○番地○○
TEL	084-000-0000
メール	00@00.jp
併設施設	☐ 無 ☐ 有: デイサービス、ショートステイ
入所(通所) 定員数	75 人
全入所(通所) 者数	65 人
職員数	40 人

2. 感染症発生状況(報告日時点)

感染症発生日時 (初発患者発症日時) 初発患者の症状	6 月 1 日 13 時 30 分頃 (主な症状) ☐ 嘔吐 ☐ 吐き気 ☐ 下痢 ☐ 腹痛 ☐ 発熱 ☐ 咳 ☐ その他()
入所施設 感染エリア	(フロア・ユニット名) 2階東 (入所者 15 人 職員 8 人)
発生人数	有症者 ※1 入所(利用)者 8 人 職員 3 人
重篤者(入院等) ※2	有: 1 人 ☐ 無
死亡者	有: 人 ☐ 無
施設長(協力医) 所属・名前	○○病院 ○○医師 相談先(協力医)への連絡 ☐ 有 ※連絡の場合は、連絡してください
備考	・特設エリアとショートステイエリアから有症者発生。 ・4月8日に職員は全員、新型コロナウイルスの抗原検査実施。 ・利用者は、症状が出たら○○病院を受診している。

3. 対応実施状況チェックリスト※3

【共通】

☐	有症者の状況を、施設医もしくは主治医に報告・相談する等の対応ができています。
☐	感染対策委員会を開催する等して、感染予防策について施設内で共有し、実施している。
☐	感染症発生と注意事項について、職員・利用者へ指導している。
☐	発症者の人数・症状を毎日確認している。
☐	人が集まるイベントの中止や開催時期の延期を検討している。
☐	相談したいことや困っていることがある。

【ノロウイルス感染症】

☐	有症者の発症日時・症状・嘔吐/下痢をした場所を確認している。
☐	嘔吐・下痢時には、汚物を固い込むように紙に拭き取り、0.1%次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒をしている。
☐	嘔吐・下痢時の対応には、換気をよくし、使い捨て手袋・マスク・ガウンを着用し、感染防衛対策を行い、実施している。
☐	一日に複数回トイレ、部屋、手すりなどの環境消毒を0.02%次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒している。
☐	おむつは、汚染区域内で手袋・マスク・ガウンを使用し、処理している。
☐	使用済みおむつはビニール袋に入れて、口を閉じ、汚染区域に置いていない。
☐	職員は各フロア担当としており、職員・利用者ともに他のフロアには移動していない。
☐	有症者の入浴はできるだけ控え、シャワー等で対応している。
☐	嘔吐・下痢症状者の発生状況と注意事項について、職員・利用者(家族)へ周知している。
☐	有症者、体調不良の利用者・職員には受診を促している。
☐	症状のある職員の食品を取り扱う作業への従事は、控えている。

【インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症】

☐	患者は個室隔離又は同一病室の感染症患者の集団隔離を行っている。
☐	職員はゾーニング(施設内の清潔区域・汚染区域を分けること)を守っている。
☐	職員全員が勤務中にマスクを着用している。
☐	(新型コロナウイルスの発生) 職員全員が勤務中にアイガードまたはフェイスシールドを着用するようにしている。
☐	職員が有症者の場合の復帰については、主治医と相談して決めている。

様式1 施設概要報告書

※初回報告時のみ提出

施設の概要を記入

感染症発生状況の概要を記入

発生時の対応チェックリスト

報告時点で、すべてが実施できていなくても、すべて実施できるように対応を！！

【共通】及び、
【各感染症】の該当する内容の項目に☑

様式2 感染症発生状況記入票

※初回報告時と、その後毎日の状況を追加入力し、所管課と保健予防課へメールで報告

感染症発生状況記入票

様式2

種別	☒ ノロウイルス ☐ インフルエンザ ☐ 新型コロナウイルス ☐ その他 ()	報告日	2023 年 6 月 15 日
----	---	-----	-----------------

利用者	職員	施設内療養	療養終了	入院療養中	死亡
2	2	1	0	1	0

合計(人)
※自動計算

施設名	〇〇施設	担当者(職種)	〇〇 〇〇(介護士)
電話番号	084-〇〇〇-〇〇〇〇		

この調査票は収束まで毎日10時までに、所管課と保健予防課へメールで提出してください。
収束の目安は、新規発生がない日が3日間続くことです。

備考欄	新たに併設のショートステイから発生がありました。
※施設から所管課もしくは保健所に伝えたいこと	

《記入方法》

- ① 診断された方、もしくは、それらが疑われる症状がある方を調査票にご記入ください。
- ② 受診した方は受診日と診断結果、検査結果を所定の欄にご記入ください。
- ③ 重篤な合併症等がある場合は、備考欄にご記入ください。
- ④ 職員は、部屋番号欄に職種を記入し、備考欄に発症者との接触の内容をご記入ください。
- ⑤ 前日分に追加して提出してください。(前日入力分は消さないでください。)
- ⑥ 利用者に限り「療養中／終了等」欄に療養状況を選択入力してください。また療養中に死亡した場合は、「死亡」を選択してください。

※療養期間は、施設もしくは施設医が判断してください。

1:吐き気 2:おう吐 3:下痢 4:腹痛 5:発熱 6:倦怠感 7:咳 8:痰 9:頭痛 10:咽頭痛 0:無症状

No.	名前 (イニシャル等)	年齢	性別	利用者 又は職員	部屋番号 又は職種	発症日時	受診日	診断/ 検査結果	備考 (予防接種の有無、基礎疾患、接触状況等)	療養中/ 終了等	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26
1	M.M	75	男	利用者	101	6/7	6/7	ノロ		入院療養中	1245	13245	入院																	
2	F.T	80	男	利用者	101	6/8	6/8	ノロ	No1と同室	施設内療養中		124	1245	124	14	1	1	1	0											
3	H.H	45	女	職員	介護士	6/9	6/10	感染性胃腸炎	6/7 No1の利用者の嘔吐処理				123	休	休	休	休	休												
4	Y.S	37	女	職員	看護師	6/13	/		受診未							4	4	休												
5						/	/																							

今回紹介したもの以外にも・・・



第Ⅱ章 感染症各論	66
1. 感染症法の概要	67
2. 新型コロナウイルス感染症	70
3. インフルエンザ	94
4. 感染性胃腸炎	97
5. 結核	103
6. 腸管出血性大腸菌	106
7. レジオネラ症	108
8. 疥癬（かいせん）	110
9. 誤嚥性肺炎	114
10. B型肝炎	116
11. 薬剤耐性菌感染症	117
12. 带状疱疹	119
13. アタマジラミ	120
14. 偽膜性大腸炎	121
15. 蜂窩織炎（ほうかしきえん）	122
16. 尿路感染症	122

今回紹介したもの以外にも・・・

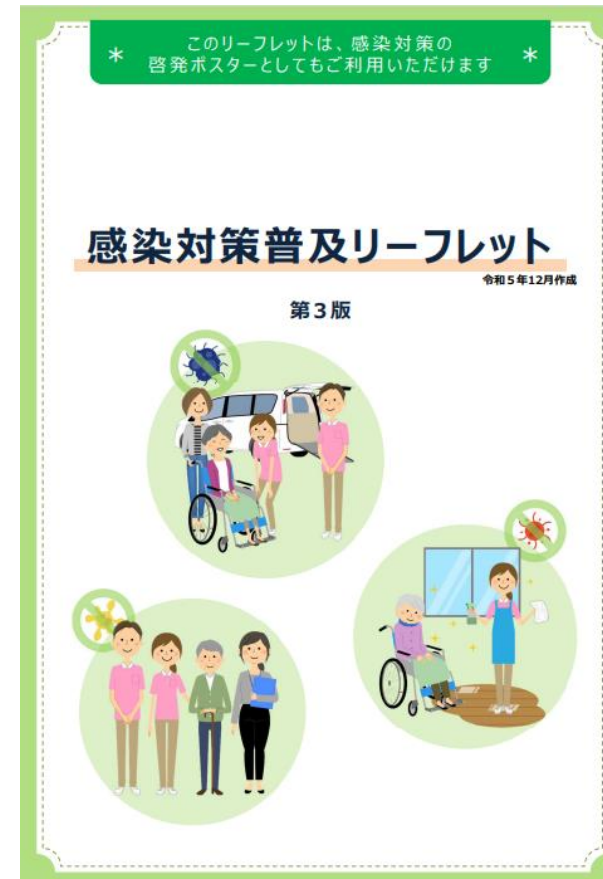


3. 介護サービス提供における関係法令.....	34
1) 感染症法.....	34
2) 介護保険法.....	34
4. 介護施設・事業所における感染管理の体制づくり.....	35
1) 管理者の役割.....	35
2) 職員の役割.....	36
3) 市町村の役割.....	37
4) 保健所の役割と連携.....	37
5) 都道府県の役割.....	37
6) <u>感染対策のための指針・マニュアルの整備</u>	37
7) 職員研修の実施.....	40
8) 施設・事業所内の衛生管理.....	42
9) 介護施設における感染管理体制（感染対策委員会）.....	47

介護職員のための感染対策マニュアル 感染症対策普及リーフレット



手引きの概要版として、介護職向けにポイントを掲載。



手洗いや排泄物・吐物処理の手順等をわかりやすく掲載。ポスターとしても利用可能。

<厚生労働省>

ご清聴ありがとうございました